

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>助成金（厨房機器等改修コース）全般について</b>		
1	助成金とは何ですか？	「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。
2	助成対象者は誰ですか？	東京都内の店舗で飲食業を営む中小企業者（個人事業主を含む）です。
3	助成対象期間とは何ですか？	その期間中に契約、取組の実施、支払を完了した助成対象経費が助成金の計算の基礎となります。スケジュールを綿密に立てて取組を実施してください。 この期間から外れた契約、取組の実施、支払は助成対象経費となりません。 本事業では、助成対象期間は交付決定日から最長3カ月です。 詳しくはHPまたは助成金募集要項（厨房機器等改修コース）をご確認ください。
4	助成率2/3の意味を教えてください。	助成対象となる税抜30万円の備品を購入した場合、30万円の3分の2である20万円が助成金で支払われることとなります。 残りの10万円及び消費税3万円は事業者が負担することとなります。
5	申請すると助成金（厨房機器等改修コース）が支払われるのですか？	申請するだけでは、助成金（厨房機器等改修コース）は支払われません。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てることが必要です。 <b>【事前エントリーから助成金支払までの流れ】</b> 事前エントリー→申請→（審査）→（交付決定）→取組の実施→実績報告→（完了検査）→（確定）→請求書提出→（助成金支払） なお、助成金の支払までには実績報告書類の提出と、完了検査への対応、請求書の提出が必要になります。
6	交付決定とは何ですか？	審査の結果、公社が下記の2つの事項を決定し、公社と事業者の間に負担付贈与契約（一定の債務（義務）を負担することを条件に、受贈者（受取側）に財産を贈与する契約のこと）が成立することです。 ・将来的に助成金を受け取る権利を得る事業者 ・事業者が受け取ることのできる助成金額の上限額（交付決定額）

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
7	<p>交付決定から助成金支払までどのくらいの期間がかかりますか？</p>	<p>交付決定から助成金支払まで、取組の実施、実績報告書類の提出、完了検査への対応、請求書の提出が必要となるため、一概に助成金振込の時期を申し上げることができません。 書類等に不備・不足や、内容に問題がなく、すべてがスムーズに進めば、交付決定から概ね5カ月で振込可能です。</p>
8	<p>交付決定された後で助成金を交付されないことや、減額されることはありますか？</p>	<p>あります。 「交付決定」とは、助成金の交付対象者として決定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではありません。 交付決定後に実際に取り組んだ内容を、実績報告で報告いただき完了検査の結果、助成金の支払額が確定することになります。 経理関係書類の整備が適切に行われていない場合など、交付決定された金額のうち、一部または全部が交付できなくなったり、不備のある部分が減額される可能性があります。</p>
9	<p>業態転換支援事業との違いは何ですか？</p>	<p>業態転換支援事業は、都内飲食事業者が新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始め、売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成するものです。 本事業は、事業の本格的な稼働再開を検討する都内飲食事業者に対して、公社から専門家を派遣するとともに、その助言を受けて収益の確保に取り組む際の経費の一部を助成するものです。</p>

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>助成金（厨房機器等改修コース）の申請について</b>		
10	申請方法を教えてください。	まず、事前エントリーへの申し込みをしていただく必要があります。その後、事前エントリーを完了された方に申請方法をご案内いたします。
11	申請について、専門家のサポートを受けたいと考えております。申請書に、専門家の連絡先を記載することはできますか？	<p>申込フォームに「連絡担当者【任意入力】」、「担当者連絡先【任意入力】」、「担当者E-mail【任意入力】」の欄があります。こちらの欄にサポートを受ける専門家の情報を記載してください。</p> <p>なお、初めの連絡は「自社の役員又は従業員」にお電話し、「連絡担当者を専門家にすることを希望するか」の確認を取らせていただきます。希望が確認ができた場合、以後の電話連絡については、専門家へ行わせていただきます。</p> <p>※ 助成対象となる事業を請け負うものを、連絡担当者とすることはできません。</p>
12	複数店舗の経費を申請できますか？	都内の店舗で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得していれば申請可能です。
13	個人事業主で都外在住ですが、申請できますか？ 店舗は都内にあります。	納税地が都内である場合は申請いただけます。
14	都外に法人登記しており、都内に店舗がある場合は申請できますか？	支店の登記が都内にある場合は申請いただけます。
15	都内に法人登記しており、都外に店舗がある場合は申請できますか？	申請できるのは都内店舗のみです。
16	一般社団法人や一般財団法人は申請できますか？	<p>一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。</p> <p>申請いただけるのは、中小企業者（会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者）のみです。</p>
17	新規で飲食店を開業する場合は申請できますか？	直近決算期の売上高が、「2019年の決算期以降のいずれかの決算期」と比較して減少している、又は直近決算期において損失を計上している場合に申請できます。決算を行っていない場合は申請できません。
18	開業したばかりで飲食店営業の営業許可を取得していない場合も申請できますか？	事前エントリー受付開始日時点で飲食店営業の営業許可を取得している必要があります。取得していない場合や申請中の場合は申請いただけません。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
19	飲食業以外が主たる事業ですが、飲食店の経営もしています。申請できますか？	申請いただけます。
20	飲食業から他の業種へ転換する場合も申請できますか？	喫茶店営業からコーヒー製造・加工業へ参入する等、飲食に係る業種（食品衛生法の営業許可申請・営業届出が必要な業種等）への転換に限り、申請いただけます。
21	フランチャイズに加盟してチェーン店で飲食店を営業していますが、申請できますか？	フランチャイズ加盟店は申請いただけません。ただし、フランチャイズに加盟していない店舗であれば申請いただけます。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>助成金申請に必要な書類について</b>		
22	申請にはどのような書類の提出が必要ですか？	助成金（厨房機器等改修コース）募集要項「7 申請方法 （6）申請に必要な書類」をご確認ください。
23	申請に必要な書類の提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？	受付後、必要な書類をご提出ください（提出方法・期日は別途ご案内いたします）。 なお、期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。
24	申請に必要な書類はどのように提出するのでしょうか？	電子申請フォームへの添付により提出してください。
25	納税証明書はどこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 【法人】 法人事業税納税証明書・法人都民税納税証明書▶都税事務所 所得税納税証明書その1▶所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書▶市区町村役所 【個人】 個人事業税納税証明書▶都税事務所 所得税納税証明書その1▶所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書▶市区町村役所
26	申請に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 書類の入手先については、助成金（厨房機器等改修コース）募集要項をご覧ください。
27	公的機関からの納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれません。大丈夫でしょうか？	住民税・事業税等に未納がある場合は、原則として申請いただけません。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、例外的に申請いただけます。徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出してください。
28	【確定申告書】確定申告書は、税務署に提出したすべての書類を提出する必要がありますか？	第一表のみご提出ください。
29	【確定申告書】「住所」に都外住所が記載されていますが、店舗は都内にあります。申請できますか？	第一表に記載されている住所が納税地と判断されるため、都外の場合は申請いただけません。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
30	【損益計算書】 損益計算書以外の決算報告書（貸借対照表、キャッシュフロー計算書、計算書類の附属明細書等）を提出する必要はありますか？	損益計算書のみご提出ください。ただし、税務署の收受印のある別表1【写し】又は電子申告の受信通知【写し】を添付してください
31	【営業許可書】 「営業者住所」が現在の本店登記所在地と異なるのですが、申請できますか？	所轄の保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。別途、追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
32	【営業許可書】 「営業者氏名」が申請した法人と異なるのですが、申請できますか？	所轄の保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 ・状況によっては申請いただけない場合がございます。 ・追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
33	【営業許可書】 「許可条件」の期間が助成対象期間中にわたってしまうのですが、申請できますか？	許可条件の期間に事前エントリーの受付開始日が含まれていれば、申請いただけますが、営業を続けるには営業許可の更新が必要ですので、別途所轄保健所にてお手続きください。
34	【営業許可書】 ●●製造業（そうざい、菓子等）の許可を取得していますが、飲食店営業の許可は取得していません。申請できますか？	申請いただけません。 飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得されている方のみ申請いただけます。
35	【営業許可書】 記載されている「営業所の名称、屋号又は商号」が現在の店舗名称（屋号）と異なるのですが、申請できますか？	所轄保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。別途、追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
36	【営業許可書】 「営業所の所在地」が都外なのですが、公社から専門家を派遣していただけますか？	都外の店舗では申請できません。 「営業所の所在地」が都内の営業許可書をご提出ください。
37	【登記簿謄本】 現在事項全部証明書でも良いですか？	履歴事項全部証明書をご提出ください。
38	【登記簿謄本】 本店が都外に登記されていますが申請できますか？	支店が都内に登記されていれば申請いただけます。 本店・支店ともに都外に登記されている場合、店舗が都内にあっても申請いただけません。
39	【登記簿謄本】 発行日がいつのものなら有効ですか？	提出時点で3か月以内に発行したものを提出してください。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>助成対象経費について</b>		
40	申請後すぐに購入したものの経費も対象になりますか？	発注又は契約・実施・支払等のすべてが助成対象期間内に行われたもののみ対象となります。本事業では、助成対象期間は交付決定日から最長3カ月です。
41	【厨房機器等購入費】食材の購入費は対象となりますか？	いかなる場合も対象外です。詳細は募集要項「6 助成対象経費」をご覧ください。
42	【厨房機器等購入費】フリマアプリやオークションサイトで購入した商品は助成対象となりますか？	対象となりません。
43	【厨房機器等購入費】中古品の購入も助成対象となりますか？	その販売を生業かつ主要業務とする事業者から購入したもので、実績報告に必要な経理関係書類を揃えられるものであれば、対象となります。
44	【厨房機器等購入費・厨房等工事費】購入した厨房機器の設置にかかる費用は対象となりますか？	対象となります。 金額によって、申請する経費区分が下記のとおり異なりますのでご注意ください。 ・税抜1万円未満の場合：厨房機器等購入費に含む ・税抜1万円以上の場合：厨房等工事費として助成対象とする
45	【厨房機器等購入費・厨房等工事費】自分で工事を行った際の材料費は対象となりますか？	対象となりません。
46	【厨房等工事費】店舗の改装・修繕にかかる費用は対象となりますか？	専門家派遣実施コースと異なり、厨房機器等改修コースでは対象となりません。
47	【厨房等工事費】店舗の清掃にかかる費用は対象となりますか？	対象となりません。



飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>助成金の交付決定後について</b>		
48	交付決定通知を受け取りました。この後はどうすればよいでしょうか？	交付決定日から最大3カ月間が助成対象期間です。助成事業を実施してください。
49	助成対象期間が終了しました。この後はどうすればよいでしょうか？	助成対象期間中の助成事業の発注又は契約・実施・支払等がすべて完了した内容について、実績報告を行ってください。
50	実績報告とは何をすればよいでしょうか？	助成対象期間終了後、原則1カ月以内に「実績報告書」（公社指定様式）及び経理関係書類をご提出ください。 期間内にご提出いただけない場合（公社からの追加提出依頼の書類を含む）、助成金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
51	実績報告の書類を提出しました。この後はどうすればよいでしょうか？	事務局にて完了検査をいたします。 ご提出いただいた書類に不備・不足等がある場合はご連絡いたしますので、ご対応ください。 なお、再提出も含め、原則として助成対象期間終了後1カ月以内に行っていただく必要があります。
52	助成金の確定通知を受け取りました。この後はどうすればよいでしょうか？	助成金支払のため、「助成金請求書（公社様式）」、「振込口座の通帳またはキャッシュカード（支店番号、口座番号が確認できる箇所）の写し」と「印鑑証明書原本（請求書に押印した印、発行3カ月以内）」の3点をご提出ください。 請求書を公社が指定する期限内にご提出いただけない場合、助成金をお支払いできない場合もございますので、ご注意ください。
53	請求書等を提出しました。助成金はいつ支払われますか？	ご提出いただいた書類を事務局にて確認後、お支払いいたします。 なお、支払には請求書到着から1カ月程度かかる見込みです。 書類に不備がある場合は助成金の支払まで想定日数より時間がかかる場合があります。



飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（厨房機器等改修コース助成金FAQ）

番号	Q	A
<b>専門家派遣実施コースとの関係について</b>		
54	専門家派遣実施コースとの違いは何ですか？	専門家派遣実施コースでは公社から専門家のアドバイスを受けることが出来ますが、厨房機器等改修コースではアドバイスを受けることはできません。また、助成対象経費や助成限度額が異なります。
55	専門家派遣実施コースへの申込みをした後に厨房機器等改修コースへ申請できますか？	専門家派遣実施コースへの申込みをした場合、厨房機器等改修コースへは申請いただけません。
56	厨房機器等改修コースの助成金申請後、専門家派遣を受けることはできますか？	厨房機器等改修コースへ申請した場合、専門家派遣実施コースへは申込みいただけません。
57	令和4年度までの飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（飲食事業者向け経営基盤強化支援）に申込みを行ったことがあります。厨房機器等改修コースに申請できますか？	本事業への申込は1事業者につき1回のため、申請いただけせん。
58	専門家派遣の実施後に助成金を申請しなかった場合、助成金交付決定後に助成事業を中止した場合等について、改めて申請できますか？	基本的に1事業者につき1申込となりますが、状況を確認させていただきますので、まずは事務局までお問合せください。